

旭川市行政不服審査会新旧対照表

新	旧
<p>【削除】</p> <p>【以下，条文及び様式の様式番号を繰り上げ】</p>	<p>(口頭意見陳述申立て及び主張書面又は資料の期限の通知)</p> <p>第3条 審査会は，調査審議の効率的な遂行のため，会議の開催に先立ち，口頭意見陳述の申立て及び主張書面又は資料（以下「主張書面等」という。）を提出すべき相当の期間を定めることができる。</p> <p>2 審査会は，前項の規定により相当の期間を定めたときは，様式第1号により，行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第3項において準用する法第74条に規定する審査関係人（以下「審査関係人」という。）に通知する。</p> <p>3 審査会は，前項の規定による通知を行う場合には，あらかじめ様式第1号別紙により，当該主張書面等に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての意見を聴くものとする。</p>